

現場説明書

特記事項1

工事名：R6企総管 和田島太陽光発電所 空調設備取替工事

法令及び規格

1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- イ 電気設備技術基準
- ロ フロン排出抑制法
- ハ 高圧ガス保安法
- ニ その他関係法令等

2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- イ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ロ 日本電機工業会規格（JEM）
ただし、交流の相色別及び盤内配線の電線被覆の色別については、旧規格を使用する。
- ハ 日本産業規格（JIS）
- ニ 日本電線工業会規格（JCS）
- ホ 公共建築工事標準仕様書
- ヘ 日本冷凍空調工業会規格（JRA）
- ト その他関係規格、基準等

書類関係

1 図書の承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- | | | |
|-------------------------|-----------|------|
| イ 図書類
(外形図、システム構成図等) | 設計完了後速やかに | 2部 |
| ロ 納入機器及び材料の仕様 | 〃 | 2部 |
| ハ その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品（正・副2部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|----------------------------------|----------------|----|
| イ 工事打合せ議事録（電子メール等を活用しない場合） | 打合せ後7日以内 | 1部 |
| ロ 検査及び試験記録 | 実施後7日以内 | 1部 |
| ハ 工事写真（代表写真） | 工事しゅん工検査請求日までに | 2部 |
| ニ 完成図書
(イ) 完成図面（外形図、システム構成図等） | 〃 | 3部 |

工事名：R6企総管 和田島太陽光発電所 空調設備取替工事

- (ロ) 納入機器及び材料の仕様
- (ハ) 検査及び試験記録
- (ニ) 取扱説明書

なお、完成図書のスタイルは、監督員の指示による。

ホ その他監督員が指示する図書

必要部数

設計及び製作

1 一般事項

- イ 各機器は使用条件を満足し、かつ、既設備と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- ロ 製作完了後、工場内で諸試験を行い、不適当な箇所が発見された場合は、直ちに修正又は取替を行い、支障のないことを十分確かめなければならない。
- ハ 各機器の製作にあたっては、耐震性を考慮しなければならない。
- ニ 各機器は地球環境を考慮し、できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計においては十分配慮しなければならない。
- ホ 空調設備は太陽光発電設備のPCSパッケージに設置されており、パワーコンディショナの冷却を目的としている。(壁掛全9台のうち、本工事の更新対象は7台)

2 機器の仕様

各機器の仕様は、次の各号を満足し、既設備の機能以上のものであること。

イ 共通事項

- (イ) 各機器は、個々に特性試験を実施し、合格したものでなければならない。
- (ロ) 各機器は、品名、型式、製造年月日及び製造者名等を銘板にて表示しなければならない。
- (ハ) 各機器の取付時に必要な部材・付属品等は、機器に含まれるものとする。

ロ 新設機器の仕様

(イ) 業務用エアコン 壁掛形 7台

- a 型式 : 4馬力、P112形以上の機能を有すること
- b 規格・機能 : 定格冷房能力 10.0kW以上 (INV可変最大11.2kW)、標準タイプ
- c 機器構成 : シングル (室内機1台、室外機1台)、壁掛形
- d 外形寸法 : 室外機 W 950 × D370 × H800~1380mm程度
室内機 W1170 × D300 × H370mm程度
- e 電源 : 室外機 3φ AC200V、60Hz
室内機 1φ AC200V、60Hz
- f 付属品 : ワイヤードリモコン7台、据付または設置に必要な固定金具または防振ゴム等
- g その他 : 耐重塩害仕様とすること

現場説明書

特記事項3

工事名：R6企総管 和田島太陽光発電所 空調設備取替工事

- (ロ) 防風セット 新設空調機の室外機ファン数に合わせた台数
 - a 新設する全ての室外機ファンに設置すること
 - b 据付または設置に必要な固定金具等も含む

- (ハ) 遠隔制御アダプタ (エアコン異常出力用) 7台
 - a 新設空調機に対応する遠方制御アダプタを選定すること
(付属品：室内機基板から遠方制御アダプタ間のケーブル、取付金具)
 - b 室内機、室外機の故障警報を出力すること
 - c 出力信号は無電圧 a 接点とする (仕様：AC100V)

ハ 既設機器の仕様

- (イ) 業務用エアコン 壁掛形 7台 (三菱電機)
 - a 型式 : 4馬力、P112形
 - b 規格・機能 : 定格冷房能力 10.0kW以上 (INV可変最大11.2kW)、標準タイプ
 - c 機器構成 : シングル (室内機1台、室外機1台)、壁掛形
 - d 外形寸法 : 室外機 W 950×D330×H943mm
室内機 W1170×D295×H365mm
 - e 電源 : 室外機 3φ AC200V、60Hz
室内機 1φ AC200V、60Hz
 - f 付属品 : ワイヤードリモコン、防風セット、遠方制御アダプタ7台
 - g その他 : 耐重塩害仕様

現場工事

1 一般事項

- イ 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について監督員と協議を行わなければならない。
- ロ 受注者は、現場工事の施工に際し、必要資格を有する専門技術員を配置するものとする。また、本工事に関して十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守のうえ施工し、工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- ハ 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- ニ 発注者の設備機器の運転、停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- ホ 本工事中に受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- ヘ 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。

工事名：R6企総管 和田島太陽光発電所 空調設備取替工事

- ト 本工事により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに発注者に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
- チ 受注者は、現場作業員への風紀及び衛生の取締り並びに火災、盗難等の事故発生防止について十分注意すること。
- リ 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。

2 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げるとおりとする。

イ 和田島太陽光発電所 P S Cパッケージ用 空調設備の取替

- (イ) 既設空調機の撤去（フロンガス回収及び処分も含む）
- (ロ) 防風セット・遠隔制御アダプタ・架台の撤去
- (ハ) 冷媒配管・ドレン配管・化粧カバーの撤去（保温材なども含む）
- (ニ) 電気配線の撤去（動力ケーブル）
- (ホ) 必要に応じて開口部の新設と補修を行うこと
- (ヘ) 空調機の新設7台分（開口部は一部流用すること）
- (ト) 防風セット（室外機ファン数分）・遠隔制御アダプタ（7台）の新設
- (チ) 冷媒配管・ドレン配管・化粧カバーの新設（必要な保温材の取付含む）
- (リ) 電気配線の新設（動力ケーブル）
- (ヌ) 上記（イ）～（リ）の作業完了後、全ての機器を正常動作させるのに必要な設定及び調整

検査及び試験

1 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。なお、その結果、不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

イ 検査及び試験内容

- (イ) 員数検査
- (ロ) 動作試験
 - ・冷媒気密試験（24時間以上）
 - ・絶縁抵抗測定（室内機・室外機・配線）
 - ・運転電圧、電流測定
 - ・吐出、吸込温度測定
 - ・ドレン排出状況確認
 - ・防風セット取付確認
 - ・重故障及び軽故障発報試験

ロ その他監督員の指示する項目

工事名: R6企総管 和田島太陽光発電所 空調設備取替工事

工 程

- 1 他工事等との調整 (対象 無)
- 2 施工の制限(対象 無)
- 3 作業時間帯(対象 無)
- 4 工事履行報告書(対象 無)
- 5 その他(対象 有)

工事においては、太陽光発電所停止期間の短縮に努めること。

用地 関係

- 1 ブロック製作ヤード(対象 無)
- 2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

- 1 支障物件の事前調査(対象 無)
- 2 支障物件の撤去(対象 無)
- 3 立木の置き場所(対象 無)
- 4 その他(対象 無)

公 害 対 策

- 1 事業損失防止対策(対象 無)
- 2 濁水処理(対象 無)
- 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)
- 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)
- 4 電力施設防護管(対象 無)

工事名: R6企総管 和田島太陽光発電所 空調設備取替工事

建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)
- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)
 - 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
 - 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
 - 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
 - 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	鉄(故鉄B)	鉄(ヘビー H2)	銅(下銅)	銅(1号銅線)	銅(2号銅線)
対象物	○	○	○	○	○
	廃プラ				
対象物	○				

- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 有)
 - 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、最終処分を行うため産業廃棄物処分施設へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
 - 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

	フロンガス		
対象物	○		

- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工 事 用 道 路

- 1 工 事 用 道 路 等 の 補 修 (対 象 無)

仮 設 備

工事名: R6企総管 和田島太陽光発電所 空調設備取替工事

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

その他

- 1 図面の電子納品(対象 無)
- 2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

- 3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

- 4 施工計画書(対象 無)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

- 5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

- 6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

- 7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)
- 8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

工事名: R6企総管 和田島太陽光発電所 空調設備取替工事

- 9 水抜孔(対象 無)
- 10 種子吹付(対象 無)
- 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)
- 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)
- 13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)
- 14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)
- 15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)
- 16 新技術の活用について(対象 無)
- 17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)
- 18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)
- 19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237>